

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた議会としての対応

新型コロナウイルス感染症については、首都圏や京阪神において感染者が大幅に増加し、国において、4月7日に「緊急事態宣言」が行われた。

舞鶴市としても、イベント等を中止するほか、市民に対し、当面の間、首都圏と京阪神への不要不急の往来の自粛を要請するなど、予断を許さない状況が続いている。

このことから、本市議会においては、感染拡大の防止に向け、執行機関の迅速な対応を支援するため、下記のとおり対応する。なお、感染状況等に応じて随時対応の変更を行う。

記

1 対応組織の設置について

舞鶴市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を受け、舞鶴市議会においても、平成28年10月策定の「舞鶴市議会における災害対応」に準じ、「舞鶴市議会災害対策・支援本部（議会本部）」を開設する。会議の招集は、本部長が行う。

2 会議開催時の対応について

- (1) 会議室の出入口に消毒液を設置する。
- (2) 会議の傍聴については、自粛を要請する。
- (3) 各議員、執行機関に対して、感染予防対策を確実に実施するよう注意喚起の掲示を行う。
- (4) 適宜会議を休憩し、会議室の換気を行う。

3 行政視察及び行事の実施について

- (1) 常任委員会及び特別委員会の行政視察については、4月及び5月の実施を見送る。
- (2) 「市民と議会のわがまちトーク」については、7月の実施を見送る。
- (3) 行政視察及び行事については、議会本部において実施の適否を検討し判断する。

4 議会及び議員活動について

- (1) 日常的な感染予防対策を確実に行うとともに、やむを得ない場合を除き、不特定多数の参加が見込まれる会合等への参加は見合わせる。
- (2) 議会を訪問する市民等に対して、感染予防対策を確実に実施するよう周知徹底する。
- (3) 首都圏及び京阪神への不要不急の往来を自粛する。
- (4) 議会本部が議員と執行機関との情報共有を行う。

5 議会としての対応に関する広報について

議会としての対応及び来訪者に対する注意喚起について、以下の方法により周知を図る。

- (1) ホームページ
- (2) FMラジオ放送
- (3) 舞鶴市議会だより